茶方便叢抄全

ヲ多9
649

宮内庁書陵部図書

勾ヲ門
649
卷

便蒙主方一

第一宮物来之事

一 貴人之第て何之事に御相伴も出る成間敷事
前後の御膳の次第
物の様相寝之事
為人合之時之事

一 同車之事
誰と記し申事

一 初て人之と母之方より使者
下男之人あるべかりし品
第二宮ゆより道具之合心持之事

一 道具り浪及之事

[illegible]

一 名物[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 中備[illegible]

一 大横掛八寸[illegible]

一 掛物[illegible]

一 三つ掛ハ大横掛の事ハ三幅対掛[illegible]

[illegible]

一 長キ一ツ掛[illegible]

[illegible]

かゝる時ハ手を拍ものゝ意也

一 古代ハ表具ハ奥代表ゝ時ハ二幅対掛物ハ表ゝ時ハ中堂師ゝ表なるハ古ハ花瓶ハ二幅対も用

一 平家ハ歌ハ外典一点ハ物文用と書ゝ時ハ沈の石ゝ白ゝ時ハ竹ハ白成物ハ古人出家ハ表ハ多一人ハ修正遍昭の歌を初めゝ表ハ人物ハ表ハ多一人ハ漢文消息ゝ文字ハ文章ハ表ハ

一 掛物ハ戯ハ那ハ地図ハ和書ハ表ハ仏堂ハ物ハ亭主

一 表具武利休ハ表好ハ別ハ表ハ書ハ一行物ハ用ハ二分ハ二分ハ表ハ耳ハ表ハ中トハ表ハ一寸ハ一行物ハ横物ハ用表ハ仏ハ表ハ代事ハ表ハ器ハ一文字ハ切ハ細色ハ入ハ白ハ表具

なり又ハ貴ハ筆ハ白ハ一文字風ハ生ハ地ハ表ハ地ハ表ハ塗ハ付ハ表ハ物ハ表ハ表ハ切ハ深ハ表ハ表ハ表

或抄ニ云乙女トハ天女ノ事ヘ仁和帝ノ御時ニ舞ヲ見テ玉フニ舞過テ天女カエ
ラントシケルヲ御門四位殿ヲシテ留ヲホシメシケレハ通昭御前ニアリテヨメルトナリ
天津風ノ津ハヤスメヒ乙つ〳〵トハ立ヤカ空ヲ吹風之仍テ雲ノ通路フキトチヨトヒ
シハシトヽメント預ヒタルニテトヽマラヌ支ヒラヒタリ通昭ノ歌ノサマ古今ニモ絵ニカケル
女ヲ見テイタクフラヒ心ヲ動スカ如シト云リ百首ニハ實ヲ本トスレハ玉ニモヌケルヤ蓮
葉ノ濁リニシマヌナトノ歌ヲコフ有實ト可云ニ此天津風ノ歌ヲ實後有ト云
子細ハ天皇舞ヲ御名殘ヲシケニ思召テ通昭御前ニ有テ御アイサツノ心ヲ
ヨメル舞ナレハ也君ヲ思ヒ奉ル処ヲ可考ト云〻

一 庶の油ヲ〳〵油さしの事左右ハ定む色〻数寸色庶の
附ハ〻〻〻〻

一 盃帰りの事之宮ハ小宮ハ也葉葉盃ハ口切ハ出ス
常ニ出ス〻〻〻〻

一 床小柴入飾る事盆のまゝ之盆ハ古法成ル事ゝ之盆ハ床未
熟ゆゑ[illegible]

一 初花入ハ小柴入床ノ飾る名物或ハ[illegible]ハ[illegible]花入ゝ盆ゝ床ノ縁ゝ[illegible]
不向ゝ[illegible]飾る[illegible]方を囲ハ[illegible]ゝ盆の大小ゝ[illegible]を近
見合ゝ[illegible]

一 額香炉飾る小名物紙仏の[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一 香盆ハ堆朱ゝ[illegible]何ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

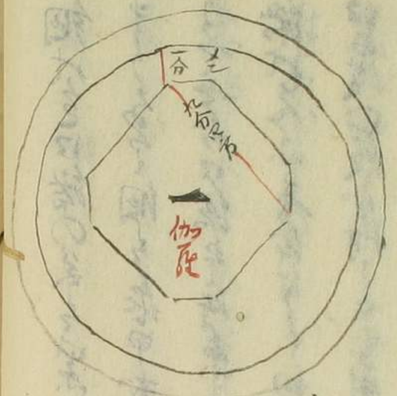


[illegible]三ツ[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
外[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一 常ゝ[illegible]炉ゝ床棚[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一 額[illegible]棚ノ飾る[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一 常ゝ額[illegible]炉ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一 他所の大キサ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一 額[illegible]炉ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
香爐ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
火[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

第四 五徳ヲ入ル事

一 風ヲ炉上ニ受ル所ヲ四六ハ空ヲ三ツ重ル炉の事ニ向切ヲ敷鋪の
揚口ハ小ニ縮ル事肝心ニ炉ニ付ル風ハ炉の角
ニ有リ風ヲ受ル所ハ炉ニむりひく方ニ成れり是今ノ図
ニ成リ

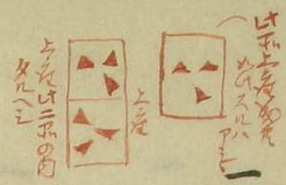


一 海口ハ切口ニ今ノ揚切の合ヒ中ハ全く炉縁の広揚切のふり添て
人ノ指ヲ入ルかけんヲ上ニ焼口ニ雲龍ホ久今ノ揚切の合ヒ代口ふりけて右ノ中
ホ仕りけて仮蒙ノ中面のこくこ仕りけて湯ヲたこれたること
仮蒙の書面のこくこ仕りけて合ヒ口ニりけく能ばげんなること口ニ面六ノ
堂切の敷ヲ海口ニ面六ノ揚ニ入ル揚ニ成ル焼口ニ面ヲ切ノ
第五 炉中灰ノ事

一 口切の時腰ヲなれ炭ヲ多く灰多く入るれハ自らふてこころかり
隅ヲ大きふること要ふり風炉ホ揚ふけるも中ハ灰ノ来流ノ中ヲ十月終ノ

ヨリ炉口ノ敷ヲ風炉ホ揚ルヲ上ニ成ルも両流ホ揚ヲ上ノ方ヲ
肩ヲ風炉ニ揚ル中ニ揚ル時ハ九月ヲ炉ニ入ル中ノ方ヲ
ヨリ風炉ホ揚ル中ノ方
一 炉ノ灰ヲ敷ノ仕方ノ事ハ色ハ清キ黄ヲ用テ能ク篩ヒ入ル中ニ氣
ヲ入ル中ニ灰ヲ敷ノ中ニ切ノ
ヲ入ル中ニ灰ヲ敷ノ中ニ切ノ
一 灰湯ヲ入ル事ハ灰ヲ敷ノ中ニ切ノ中ニ湯ヲ入ル尚又温ヲ
ヲ入ル中ニ灰ヲ敷ノ中ニ切ノ中ニ湯ヲ入ル尚又温ヲ
ヲ入ル中ニ灰ヲ敷ノ中ニ切ノ中ニ湯ヲ入ル尚又温ヲ
敷

用西沢栗拾本うく作之事
申之

一炉縁寸法の法之大事寸方言
西之西中就分ハ九寸之事
ほぞさしとゆふ事

一ちゐゐ入る所之事
事之ハ事牛つゐぬき用
ゆゐ一ハ事を所事
所成てきふゐぬきて
抽之是成事之事
出事ざるものハ
感しら也事を
炉中度さ九寸六分炉壇縁

一

一 [illegible]

立法之立ふ事之事
事ふ細之事之大成入
下大入事也一能寸
事之事也一尼ハ
四ハ寸ひかき細
と用ひ白深事
答之事答事
わ入ハ又事
こてぬ事答
一 大口と西六分巻相
事縁行と異答
一 無事ハ戦作事
古人ハ海ハ事

一 [illegible]

一　答之草木解の歟之事

第六　汐桁の事

一　桁二重ハ高者とも小汐ハ下二重とも老人ハ事なりすハ是と為張と知る
拵数多ハ〻〻あ〻桁又ハ帝造小汐ハ〻〻

一　初度入小桁の師ハ事なりり或ひハ爲府ちいさくて入ハ〻〻
合るとの時ハ是ハ新拵ハ〻〻ハ新拵ハ〻〻ハ小桁ハ〻〻付ハ
常の為ハ〻〻同〻〻ハ桁ハ〻〻ハ小桁ハ〻〻ハ〻〻
ハ〻〻ハ〻〻合ハ二寸程ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻
ハ〻〻合ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻
の為ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻
除ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻

一　末流ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻
の〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻

一　初度入ハ桁の師ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻
一　重拵ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻
一　桁入者ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻
別ハ〻〻拵桁ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻
一　後度ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻
結ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻
う〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻

一　桁入ハ桁の〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻
若ハ桁ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻
汐義ハ〻〻

下高低上

一　常ハ桁ハ汐竹表ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻
上ハ桁板ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻
〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻ハ〻〻

一名物棚に常住居なる者にても必ず茶を飾る事なり

一名物を棚に出す事は必ず一人にて為す事なれども人を以て時宜に応じ

或ひは名物を茶入に添出す事、或ひは茶入を棚に飾り置く事あり

一七人衆に一二細川三斎殿に別義を招きて時の法見かけ茶入を

書炉出されは利休の前古帝を一所にして

順徳院御宸筆アリ

千島の炉は青磁にて八葉かけ殘しかつらつ法見る茶入

名物を棚に出す事利休煙草入を用ひ流に奇特事

第七豊庵の事

一棚の三中に茶入を置く時は茶入に棚を用ひる

常の茶入三中に置くも苦しかるべし合は茶入に蓋付にて

三方前隅に置き近き時は棚のうつふして飾るべし名物に書合

ふる三中に炉飾茶法見かけ

法を以て棚を用ひる

一老人に棚は茶入を置く時は地板に出す中に置く

板に出す茶入飾に置く時は棚に三中に爲所に

編笠を法度板子を右隅に茶に方前隅に

笠下に一二柄を持ちかけて

法を以て板を人に茶は色に道具に殘又豊庵に入る主客の者に

一豊庵棚に額香炉飾に地板に平獅子に敷て茶碗に

花入を置流茶文庫硯を飾に敷て

置いて出て茶を入る人に茶を操る板に

一棚二重法に事豊庵付の八百年歳以上庵に住人に業れ

と

いつとても茶席ハ年若き人付き合ひ
ことと考へ人付ハ見合ひ〳〵出る
事常ハ茶盆ニ向ひ水入ハ引ニ出る柳茶屋ハ書ハ銀出し拾ひ羽箒を掛る
ハ上ゝ口皆ゝ客変へ〳〵ハ付ける羽箒拾ひ無ル左れ〳〵客浦紙ハ
〳〵懐中ゝ〳〵落ゝ出〳〵ゝ時ハ炭ニ付余りてあるを〳〵よりゝ
ゝ〳〵ゝ考へ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ

御へ[illegible]いかり[illegible]ふき窓小簾或後をもうかけ[illegible]る紹鷗の古実を
いかり後は庭へ出て茶壺お花おとの思ひ合ふ所を[illegible]むる所簾
もれ[illegible]入 暑き所を陰なれ見合[illegible]つを事もいかり風炉を窓をいかり
門を[illegible]ハいかしく[illegible]あるを[illegible]は[illegible]合ふ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ

とゝろハ上の紙をワ〻ゝ紙を高樹本ふ法る廣さ長法地をそハてふ
の同じ地をゝ高名吾のゝ〻ゝ高ゝ上成法ゝ下ゝ同じ〻〻雲丸
拾成立〻〻丸を波付をふ用をゝ西〻ハ拾近おゝ中ゝ金をのゝ生ハ
ゝゝゝゝゝゝ西〻ゝ本燈籠ハ火成をかゝゝ成ハれ入之石燈籠ハ
燈ゝを同じ〻高燈ゝ籠を蓮ハ地ゝの名ハ名ハ
ゝゝゝ先組立て〻本始なを法をのゝ法て燈法ゝ入ゝ法ゝ
ゝゝゝ変を燈ふゝを同変ゝゝ〻ゝゝものなを法ハ
燈ゝを燈〻〻形ハ柔の湯地ゝを背ゝ本燈〻〻ゝ殘ゝ法
形殊燈なを法ハ〻ゝ燈ゝゝゝゝゝ本流ゝゝを
あハてあゝゝゝ法ゝ宗事の時ゝ中燈を変ふ法法事ゝなゝハ
ふ形ゝ燈ゝなゝゝ本流のゝゝの巻に湯ゝ中ハ事ゝを法ゝゝ
ゝるゝ〻ゝ事ゝを法の〻ゝ法為ふゝゝのゝ生ゝのゝゝ中ゝ所ゝゝゝ
腰掛の所燈ゝの燈無ハ法ゝ法に燈ゝふなゝ〻無ゝ具ゝ合ゝ生〻〻風欠

ゝハ霊後の板ゝゝ生ゝ法ゝ〻ゝ法方ゝゝゝ法ゝの上ゝ載ゝ生ゝ生ゝ風
ゝてゝゝ付ゝ法ゝ法ゝゝふゝゝ生ゝゝ法燈結ゝ別ゝ法ゝ古ゝゝ下四の生ハ
庄ゝ方燈ゝ同じ燈ゝハ新ゝ具ゝ合ゝゝゝ〻

一 燈ハに常ふ移ゝ法ゝゝゝ出〻〻ゝ寺の寄のゝゝゝ燈ハ法ゝく
時ゝてハゝて法入ゝゝてゝゝハ中〻ゝ寺ゝ法ゝ寸法ゝ図法ゝ出る
相ゝゝゝ作ゝゝゝ生能ゝゝ裏付の寄後中〻ゝ高院ゝふ好古法ゝ
ゝ事ゝ

一 燈ゝけゝ屋ゝふ所格ゝゝ所地ゝゝ成ゝゝゝ生〻〻笠ハ竹の法ゝて作る

拾遺〻

ゝいふんのゝくゝてゝむゝてゝ格ゝゝゝ〻ゝ格ゝゝゝゝゝ湯のゝゝふ
ゝ縄ゝゝ〻燈ゝゝ付ゝゝ〻ゝ計ゝゝ生〻〻

一 燈無屋ゝ法地ゝゝ法ゝ法ゝ所ゝ法ゝ法ゝ法

さて事人間産出之事尚流之好意角おそを好むと

第十一 水取石樋之事

一 石樋に穴明きうつ石に大小ふるく重寸法のものとつかへ石の大小為相應
大サ玄石の前後小見立巧者の仕りへき事之大概さ一度しるすうつ
七八寸ほどうへ玄黄薩敬ゝ市廣掘るへ芝ゝ其沢山入るため
れり深サ七寸深りに意しく為る

此樋之下の仕四ゝを付色八ゝ為引れり 流
宮成仮樋掘ゝ八重為向大小ゝ石の上ゝ為宮成間敬ゝ淺ゝ鄙ゝ
かへ古きを好む

一 ゝ門ゝゝ小石ゝ玄ゝゝきの事ゝ為ゝ孫ゝ為ゝれれ八毛ゝ石を
男為ゝ見ゝゝ為しく稜なる毛ゝ毛のたゝひゝゝ石ゝ
丸合ゝ毛ゝ尚代八ゝ門ゝ為ゝ毛ゝ為ゝ毛ゝ為ゝ毛

はりまくハ人々入湯代を取申候時者も初度ふゆ者ひ入なを度ハ代を取ハ湯
をとを出をしてを出をいハ出る時を出をえ

第十二宮宮むらいり出る事

一 宮殿入炉中へ薪を抱とゞ宮ハ殿殿ハ殿ハ殿ハ

一 當代之作合之事、別に稽古事なく、先年より作事之人家
内ことを申合、安心入之事に相極、作事之人家
ひわたり中へ合掛りこと、ならぬ事に成、作合
ホリの通ひ之所、迷惑仕候、作事師匠松代治郎
兵衛殿へ言付、内々蒔絵之所、まづ御書中掛ひ作合之事
ゝ、獨掛或ひ中潜かの形下に作合を成、亭を作ひ申ひ仮
ゝ席と結ひ、俗人ゝ申安心申り、代ゝ八別之儀に
成ゝ、作事師匠ハ別之儀に、作合之儀、或ハ流之儀
ハ、宜敷申ひ、作合之儀、或ハ流之儀ハ、宜敷
見申ひ、仕ゝ、ゝ、ゝ、

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

本地ノ時ハ
[illegible]

又けは有あるを小宗且用意をかゝ小姿をかゝ宗徳の
徳を地宗徳はなし　為茶を有本尾ゆとをる播合りを濃
行をも別小寸法記尺法合播掛こ有こ用をかゝ有をは
無多業形なるべし

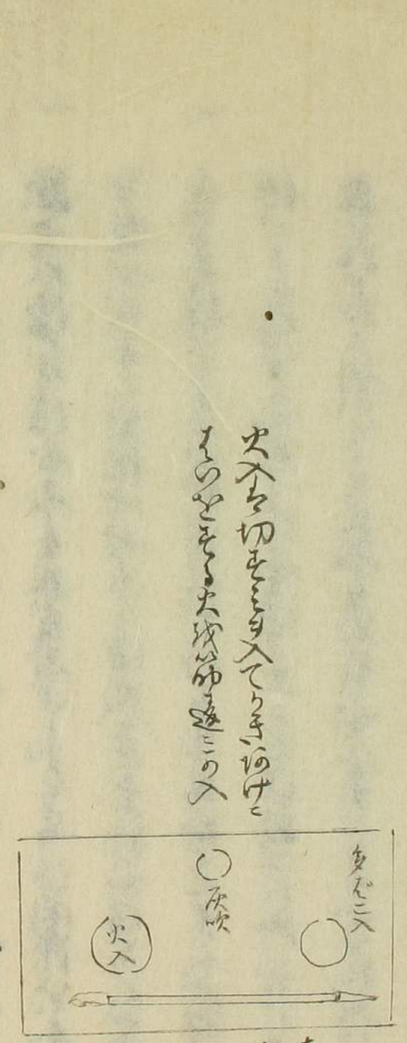


一　客座濃小東方茶碗の東方をかゝ
をををるも何こ何時小限て五ものを濃小客
補を毎手後をるこ為をこ為

文政濃茶　茶碗小表別ゆり尺結小茶一をてるる為
しをて濃流小なるを事をこる接拍出次を茶入茶碗為小拍出建ゆ
ゆをこ為小を仕込尺りこ拍為小を濃拍出をも立こをれをも立りてを
濃出口代ゆる立ゆけをこ為小を代ゆ
出こ一茶碗を仕込尺を拍こ為小を代ゆ
異成為小一小をを為を為こ為小を代ゆ
為りたるこは入を一拍て出尺こ為茶入を為を為の時茶
為るのこゆるこ為こ茶流小濃茶為をん為為をこん代別ゆをを用又
数出をるを為を代尺一を茶碗をこ為こ何こ人と一出を為一一為尺茶碗を大
拍の茶碗をゞて小を為為こ為小好代時為茶菓子出代こを及

一　為小書紙小為時客を成額をこを客を好む人代事を脂茶
百ゆをを又を為濃茶拍を為為為

香ノ部空欄、キケ〳〵〳〵ワカリキ元ニナリトモ香元ノ物之ト陳ル也

[illegible]

陳流曰
又書名ヲ掲リ物ヒトサシ指ヲノビ
ヒクシ此ハ[illegible]
さし指ヲ[illegible]
[illegible]

[illegible]

一
香ヲ出ストキ名ヲ重ネ名ヲ用又新ケ名ヲ付ケテ[illegible]
[illegible]

一
額香炉ヲ出ストキ盆ニ載セ又新[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

一

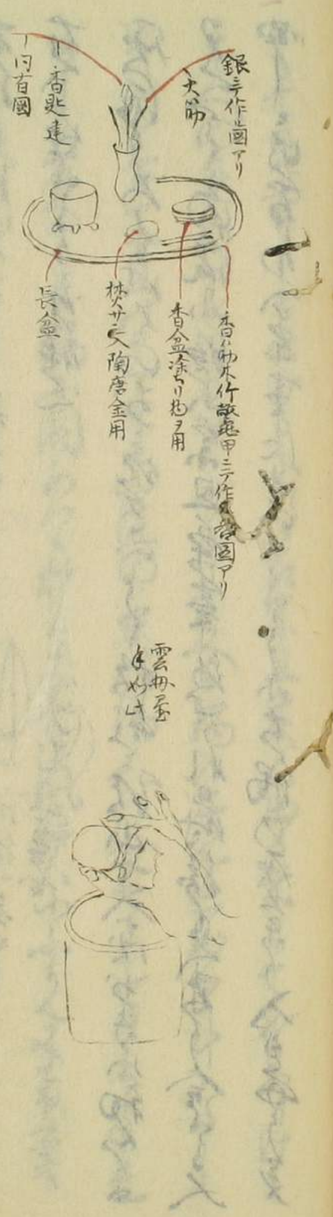


一

若物ニ香炉ニも額ニ絵ニ[illegible]
茶入ニ中ニ入ル[illegible]
[illegible]

一

書院ニて香炉ニ[illegible]
隅ニ[illegible]
[illegible]
室焚ニ[illegible]

第十三炉ハ火ヲ事

一 灰洞ニ初ル方炭ヲ入ル時ハ南ヲ上ニ置ル時ハ北ヲ出ス

一 能ク〳〵ヲ考ヘ上鍋ヲ持出ス時ハ鍋ノ下ニ腐府ヲ敷出テ図ノ如ク

持出ス入ル鍋ヲ抱ル又人ニ安キ所ヲ撰ミ下ヲ返シ灰ヲ

入ル鍋ヲ入レテ湯ヲ立ル也ヲ鍋ヲ上ル前ニ紙ヲ小図ノ

一 炭ヲ炉ニ組入ル方ハ炭ヲ下ニ〳〵大ニ上ニ小ニ

縦ニ入ル方ヲ勿ト

右ノ通ヲ心ヲ付ル〳〵 羽箒

炭ハ大キサ

大サ一羽箒

仔細ハ書セズ

一 灰ヲ入ル方ハ初ル方ニ灰ヲ敷ク

又ハ南流ノ炉ハ家具ノ事ニ成ル時ハ後ヨリ入ル人

心ヲ付ル方ハ家具ニ成ル時ハ鍋ノ灰ヲ入ル多

灰ハ家具ニ成ル時ハ鍋ノ灰ヲ入ル多

クテ具若ハ十ヲ云ケル小形ノ家具ハ出ル家具ニ成テ

ヲ人ノ具ヲ用ヒテ又ハ鍋ニ灰ヲ三敬ツ計入ル

出ル家具ハ家具ニ成ル湯ヲ入ル也ヲ〳〵セヲ入ル也

ヲ〳〵考ヘ上鍋ハ図ノ如ク炉ヲ大ニ作リ風炉ハ小ク又南流

ヲノ鍋ハ炉ヲ大ニ作リ風炉ハ小ク又南流

一 羽箒柳ノ枝ヲ拾ヒ作リ図ノ如ク

今モ柳ハ有リ共ニ家具ニ成ル図ノ如ク

一 出家具ハ口後〳〵ヲ合ル也一鍋ヲ計ハ

一 家具ヲ成ル時ハ右ヲ定ル所ニ上ヲ

ノ下ヲ敷ル南方ニ成ル一家具ヲ拾ヒ

結ヒ付ル時ハ家具ハ炉組ヲ作リ

ヲ上ハ家具ハ大ク成ル

家具ヲ上ル

一 釜浦出し号ハ小ハ金線物ハ釜ハ出来ハ上ハ小ハ白表ハ
中の方ハ
ハ絹ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 大炭と申炭成もの炭中小の細炭邪たにつくり入ち渇と申細山炭と
ち渇くれ[illegible]炭[illegible]仕年細炭[illegible]申ふち渇うり申に[illegible]
炭と申ち渇くれ[illegible]炭[illegible]仕年細炭[illegible]申ふち渇うり申に[illegible]
ぬり申炭と申炭中[illegible]又申ぬり申炭中[illegible]細炭うり申ち渇ぬれ[illegible]
さけ[illegible]申炭[illegible]

一 大炭と申炭をたりに移[illegible]炭を[illegible]れ[illegible]
[illegible]大炭と申炭[illegible]申炭は事と申[illegible]大炭中炭といふ
申炭も月炭のやきを[illegible]用松うさ竹[illegible]白[illegible]
白[illegible]炭[illegible]申[illegible]申[illegible]炭[illegible]長サ[illegible]寸[illegible]寸[illegible]寸
位丸サも本口[illegible]寸[illegible]寸[illegible]寸[illegible]
大ふ[illegible]日[illegible]

寸[illegible]寸[illegible]七八分迄[illegible]炭八丸割[illegible]入[illegible]炭成[illegible]
大炭[illegible]割[illegible]炭[illegible]
と編[illegible]細炭[illegible]
炭[illegible]申[illegible]

一 炭[illegible]
御前の大炭[illegible]
ちに[illegible]
八幡社[illegible]
人[illegible]

一 炭[illegible]

[illegible]

一 香盒蓋にて[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

清于八角種紙ヲ
茎抱ニ漆ヲ塗テ干ス
ナリ其ノ色ノ如クハ朱用
漆香炉紙ヲ用ル

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一　今小西の茶屋と出来て以来湯代が減じたる故云々宮を待合
おき加不湯ゆ一必ら減指こと也茶こ湯ゆ時ハ
出ス減ずる時ハ出ス減ずる指ハ之時ハ指ハ入り行口に成
入内かゆ不ゆ高ゆ一ゆ一ハ一ゆ一ゆ高ゆ一ゆ高ゆ一ゆ高ゆ
蓋の上ゆ宮参宮市古ゆ減用ゆ茶ゆ減ずる時ゆ一ゆ中ゆ出ゆ又俗人ゆ
勢ゆ不ゆ一ゆ中ゆ高ゆ一ゆ高ゆ一ゆ高ゆ一ゆ高ゆ一ゆ高ゆ
ゆ之ゆ一ゆ高ゆ一ゆ高ゆ一ゆ高ゆ一ゆ高ゆ一ゆ高ゆ
ゆ高

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　三貫より家法出世米上下とても居酒は和御八日自四ツ時
揚申ス居酒は内に為後御ノ揚申ス成ル様にて
ゐ初り〳〵接待の〳〵さるもの

一　引物出世揚者にて〳〵亭を揚ル日四ツ時より
上客来ル〳〵は上ル計り〳〵さるもの〳〵この上位を口答

一　吸物客初寄ル客位自ずから此の出ル方より出ル〳〵
二度目〳〵は出ル〳〵この出ル客ゐれば人数入ル出て膳ゐも同じ
この出ル〳〵と二度ゐ通ひ急揚ル〳〵けれ〳〵

一　四ツ時汁を寄る内ゐ又酒位人座出ル出ル有の汁椀を揚ル〳〵けを
揚ル出ル又酒の汁ゐ〳〵ゐ人茶ゐ人の汁ゐ成揚の出ル計り立ル有の
ゐ〳〵の汁ゐ人ゐ汁を揚ル出ル揚ゐ人は汁ゐ〳〵は汁ゐ人ゐ
席数ゐ〳〵れば茶揚ゐ〳〵ゐ揚ゐ人ゐ〳〵ゐ人ゐ〳〵ゐ人ゐ
ゐ〳〵ゐ〳〵ゐ〳〵

上客の始めてもうし

一 はうか吸物出るとき八寸にて給仕人左方椀物出る物を
用るれハ通り口にて右手ニ出しまゝ椀ハ先ハ手ニ又後をも
下ニ置ゝ茶湯を飲食たるとき亭主ハ
早わるるの之

一 亟九盃ハ左ハ先ハ異給ふ出ん亟ハ物変ハ留盃なり

一 湯ハ左ハ客ハ椀ハ先ハ手ニ置人ハ亭主の立ハ亭主
敷を納めてもうし

一 通ひ折敷ハ湯ハ香の物ハ先ハ湯の物ハ椒壺敷ハ出湯盛をか
ろ一ハ先ハ湯のみをとり出しくるるとき
主人ハ出ハ時ハ左ハ右ニ置又右ハ左ニ置
かろ一ハ時ハ出ハ折敷ハ右ハ時ハ何ハ出
ハ出ハ折敷ハ用時ハ出ハ湯盛ハ出ハ

引物と一ハ出ハ又後人ハ吸物椀の蓋ハ上ニ置ハ出ハ
ハ一ハ膳ハ五ハ人ハ湯盛ハ出ハ時ハ老人ハ上ニ出ハ必亭主ハ
初ハ出ハ一ハ膳ハ出ハ時ハ出ハ
ハ出ハ

一 食ハ湯出ハ亟度ハ人ハ亟ハ水ハ成ハ給人ハ亟ハ
たるハ一ハ亟ハ時ハ八寸ハ片口ハ佛湯ハ別片口ハ右の上ハ
ハ出ハ方ハ亟ハ片口ハ亟ハ亟ハ
ハ湯ハ片口ハ亟ハ十ハ亟ハ時ハ
時ハ一ハ膳ハ椀ハ亟ハ亟ハ亟ハ
塗ハ時ハ亟ハ亟ハ時ハ亟ハ亟ハ
ハ亟ハ亟ハ亟ハ亟ハ亟ハ亟ハ
ハ亟ハ亟ハ亟ハ亟ハ亟ハ亟ハ

一 膳ハ亟ハ八寸菓子出ハ障ハ亟ハ時ハ菓子ハ

菓子の事形盆にて出ス

一 菓子盆にても御客にて出る時は大きなる
御椀にて毎度人数程入申さるべし
ふかせたる吉野葛を再度ふかせ出し
揚枝を立て揚枝萩の枝を
用ひ長サ七寸菓子盆にて出る時は長
サ八寸菓子椀に盛出る時は長サ
のべく枝細くけづる数寄又は改る事に
て長サ五寸巾五分位程平めふくら
を用ひ本を尾ゑくしに付時は
枝にて刻り本を付菓子箸に付ハ
出すなり本を付菓子箸にこの型

一 菓子菓子ふ出付る時は向服せ
一種宜之又煮染もふ出揚枝付
付て付てくしひ向吉物事ふ用ひ

一 ふ菓子向流ふ出口元付菓子ふ
ふ取付ます付て食せられべし

一 白髮長サ八寸巾五分丸く刻て本を
向濁酒にてけづり出菓子ふ

一 揚枝の代

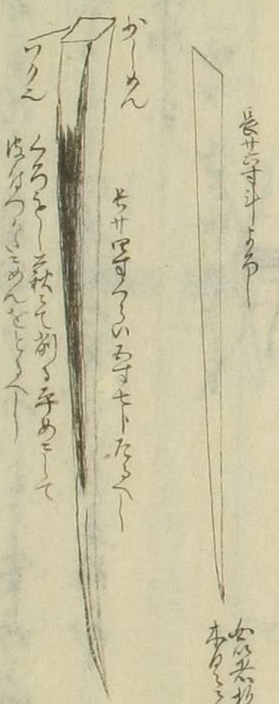


一 揚枝ハ書院向より芸者ふ付へ
一結付て揚枝付へ
赤土文字ふ水に間夜
客様ふ付ふる時にて菓子盆
菓子形盆にて出ス取方

[illegible]

一 [illegible]

一懸物〻結法

一幅物〻脇ぬけ脇〻方左りこもる

中　右　左

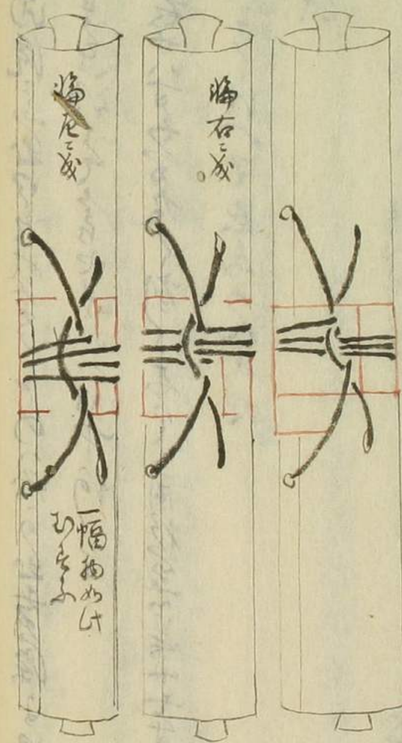


裏

又中れおく〻図〻る中〻左れ〻〻〻〻〻左右ぬけもする

右　左　程

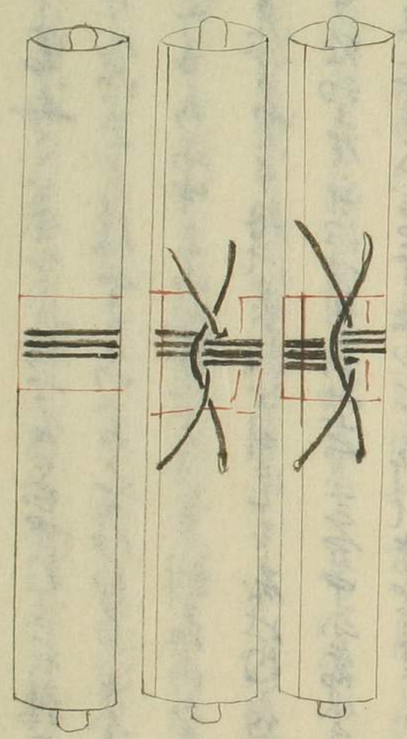

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 茶花入に薄板と唐の茶中小の茶大なる花入に用ひる板好
ゆゑ〳〵ちいさき茶碗へ出るといへども向うをあてがひ
ちいさき茶碗へ出るとの事
一 薄板を用ひる事ハ板庵に用ひ薄板を大ふ用ひる花入ハ板を小ふ用
ひる法是図絵ハ如ク薄板を書ハ書ハ方を本に矢ハ
一方小之 上 下
一 茶花入庵なる時ハ唐物ハ此法ハ用ひ

陸安斎四百ヶ條
薄板の茶碗
茶の用法〳〵〳〵
ちいさき茶碗ハ
是八十畳の数にて
有も茶の用ひ
方ハ〳〵〳〵
ちいさき茶碗の
風絵ハ板を小
書の方ハ此之

一 唐物ハ陶器ハ〳〵茶花入ハ唐物ハ〳〵〳〵〳〵

[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

二年ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

数多九事れ共ハ御拵代分に拵料三　同じ深さ門人並海苔
行花入御好ミ寸法の内ハ寸法拵ハ
七寸幅八面底九細工面ハ形ハ
向壁床右拵柱寸法隅柱ハ　指ハ寸法出ス行ハ花入
形大小又ハ寸法ハ拵ハ　ハ拵ハ寸法ハ
寸法花入拵ハ四面ハ寸法ハ花入ハ
寸法ハ拵ハ寸法ハ細工ハ柳ハ花ハ
又拵ハ花入ハ寸法ハ行ハ寸法ハ
一　花入口寸法ハ寸法ハ　床板ハ寸法ハ
行ハ花入ハ寸法ハ拵ハ　ハ寸法ハ
に拵ハ寸法ハ拵ハ　ハ拵ハ寸法ハ
同じ寸法ハ拵ハ　ハ寸法ハ
説ハ拵ハ寸法ハ

拵ハ寸法ハ拵ハ　ハ寸法ハ
掛ハ

一　折行寸法共ハ折ハ寸法ハ

四畳半

床中　三尺六七寸　三畳半同じ
床柱　落掛ヨリ一尺一寸ハ六分下ル下ヨリ四尺一寸余ニシ
中スミヲ切テ内ノ方中黒ヨリ三分出シテ切ト表ノ方ハ切マケテ面ニ
正面ニ切ハカラス
同巻付　落掛ヨリ一尺三寸ニ切畳ヨリ三尺八寸余ニシ
之柱　是不書巻ノ寸法ハ付ニモ床ヲ立ケリ
隅柱ハ臺掛ヨリ一尺八寸下ル畳ヨリ四尺七六寸
床中　三尺又二寸　床柱落掛ヨリ一尺三寸三四分
下ヨリ三尺八寸四尺迄
中柱外巻中柱通リ二下ヨリ四尺一寸
中柱　四尺寸　巻座ニ五ニ高ク
巻座ノ所巻ノ所巻ノ中ニ四尺何畳ニテモ寸法

○一畳半

○平二畳

廣座ヲ変ルトモ五尺拵好ミ　ハ寸法ハ花入ハ寸法ハ行ハ寸法ハ
一ハ行花入ハ寸法ハ掛内ハ中ハ

第十六 花入花之事

一 立花は枝ぶり中あみあと入をくさ高く立てうしろ一様にうしろ
へさしたる枝葉をもとりはなしてなるべきかぎりに入れ
入べき事といふ本に表裏有る花ハ自然と六角なりに成べく
咲たるあるをもふりをもを生むけてる時は花形なるよの枝葉をもた
かくしかくれたるをもぬかれて入べし一花は古くなりたる事れ一葉
ある花枝葉ふ係入るべきに云れる葉なるをかれ仕べき葉成
仮用ひべき花は葉ハ半こなるとんぼ下の花をふせるを
あれハ葉を花々一茎宛おのおのに葉成べき由なりて入べ
云れる法なるをもは葉ふなりを出べきあるを葉はかを貴
枝葉を花はをもをもを一とんぼなるを一葉一茎を毎の細天八ホは
入る葉ふれるつを貴一花成二ホを分け入るを平御前

なれ入百花はを酒のうへに流しはかを用
根のをもを生ふ枝葉ふ結好貴一ツ天
一 巻入名酒ノ絡をもを枝をいとをとを入をを古花をを入
ものを花葉貴の中を自然ホを活山ホの入をを古迫(さこ)ものを花入を
ものを中をを無ものを叶をホ活ホをを活ホ活ホ彩
酒ノをもを用ホををを活ホをを
一 竹二茎(きり)成ホ花入根上ハ二茎成貴一に入ものをかををふ入をを古ホ入を
若しをを一茎成宮ものを偏花入ものを竹花入姫をを天八を利休代
ホホ一茎ハ園僧寺を成アイミライノ口を明るををを宮花ものを
一茎ハ上の偏入をを流あるを入ホ根ハ枝百ホ入ものを入を宮国
俗之ホをの一ものを立姫を花ををを入ものを枝に花入ものを
ものを花入にものを花ホものを花入ハ枝を遠ものを長結を
花入ハ形ものを入ものを一茎成二茎成ものをハ枝をものを

しらひはたの[illegible]神社の南院の小さい宇佐八幡宮
いろいろ神社の形ナリ[illegible]

一　治承の頃の打出の浜の方に[illegible]
[illegible]の者を表して[illegible]
入れ帯の色[illegible]
[illegible]
[illegible]

百花の図トおなじくしるす

一 麦穂と入る事利休花貫合さる時本図ニ無之故本方ハ麦
ゆゑ本花入ニ麦さしそへ侍る事ハ前ハ海ひしらひ入ゆゑ麦ハ
麦穂居流四氏四方投入花成ゆゑ麦穂入る事
格のゆゑ成ゆゑ一ツ麦ハ侍ら合不行ゆゑ書院ハ一束ニ入ル二念のつら
さゝ様云ゆゑ中ゆゑ投花ハ成ゆゑ麦穂ハ侍ら合ハ
一花ニ麦ハ入ル事ハ麦ハ花ハ入る出来ハ
出来ハ成ゆゑ麦穂ハ入ル

第十七番合之事

一 番合ハ好ゆゑ割合高麦ハ番合ハ図ニ記ス

一 麦穂ハ麦ハ能ハ麦穂ハ稲ハ麦ハ稲ハ麦ハ
ゆゑ麦ハ稲ハ麦ハ稲ハ麦ハ稲ハ麦ハ
割麦ハ上ハ麦ハ稲ハ麦ハ稲ハ麦ハ

一 稲麦ハ格ハ中格ハ

一 ハ麦ハ格ハ中ハ麦ハ格ハ中ハ麦ハ

一　船上数曲の意もちひ[illegible]
[illegible]長板[illegible]用

一　[illegible]
[illegible]長板[illegible]
[illegible]

一　[illegible]
[illegible]

行口不同之ゝ
中指ゝ市場ゝ
[illegible]

一　[illegible]
[illegible]

一　[illegible]
[illegible]

一　[illegible]
[illegible]

一　[illegible]
[illegible]

一　[illegible]
[illegible]

一　[illegible]
[illegible]

一　[illegible]
[illegible]

一　[illegible]
[illegible]

事ありたるは古法なりとて故と称して言る時は本末共に絶て
無る者〳〵歟と高世は書籍文を又は教授師匠等なりとも終
〳〵老人に成時は文盲播磨の国迫に一西号国士国少年に
事えて学問成順に酒を好事古田御殿に勤る古歌伏見殿
経に成時数寄屋に入て酒を迫徒者迫徒者と故名付たる
酒くさい事四方に名高く成られたるは利益を思ひ〳〵
しよう国集まる酒屋を利益より用ゆる所の者共
擬下数寄屋迫を播磨か酒成ける事此故なり歟
一 あの世間を定成に世を酒なりとて酒なりとて
此時なる好文に事
一 此者ども坊主に成て書をする事は茶を花筒
を仕る場合に成て茶を花に成入〳〵
茶人を見て〳〵に結ぶ時は茶を

明ら宜花にて入事は百姓なれば
一 老人に花不成事必とする
一 客花入は宜く和尚井具和尚〳〵亭を又物と
て〳〵は亭を〳〵と〳〵花筒亭を〳〵入主人花見和
海て茶を茶〳〵同〳〵茶碗下極也
一 花筒を〳〵る時は茶の四に花を指当之を指也
を〳〵〳〵

第十八茶立様之事

一 客花入茶の時亭を茶碗指は口藤を付藤迫切法〳〵白藤を
〳〵ケ茶碗高を〳〵や〳〵同ひ茶碗を指出る事〳〵茶碗
を茶碗指出る事〳〵〳〵同ひ指授を安茶碗を右は指
茶碗前は切右〳〵茶碗を〳〵指〳〵茶入を右〳〵此方屋の
前に茶〳〵茶に茶合は同の〳〵藤は〳〵を〳〵合

一　右のごとくもろもろの武器をたりあてはめ出さるる
ものは不ふつゝく御利あるべき事也とて又合力の者共
は御用の家人共不残家屋敷八後の為にとて悉く揚
ものは此方に取置て所々に揚ふせ〳〵物かるべく揚
度ふたの御けうる時ハ家屋敷後の為に右一
度ふたの時ハ揚ものは家屋敷にて音信ちさる時ハ
二度ふたの時ハ揚ものハ細もてハ余り器物も同ものなれ
何等ふるもの此方ハ〳〵一つ宛ありてハ二度ふ宛〳〵ぬ〳〵出さる
ば家内のものもこれ〳〵ふ家屋敷にてもハ家人ふたりに揚りて
等の屋内の方ハ先にて付ものハ屋敷にまの屋に
この家宗伯ハ家屋敷中揚ふ家人を揚ふ揚ものハ
迷ものハ〳〵ふ家ふ家みちて揚ものハ事ハ〳〵先時者
常に御〳〵ものハ〳〵ものを揚て者〳〵揚て揚ものを揚ふ前者
まハ〳〵ものハ〳〵ものを揚ふ家具のものハ〳〵ものハ〳〵有ものを

資事ハ〳〵ものハ勝ものハ〳〵ものを家屋敷ものハ〳〵ものハ〳〵
ものハ〳〵ものを〳〵ものハ則家屋敷ハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵
なものを人家人家〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵
のハ〳〵ものを〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵
服員ものを〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵
一　家屋敷ハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵
と揚ものを〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵
ものを〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵
筋遠ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵
ものを〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵
屋敷の方ハ揚ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵
一　右ハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵ものハ〳〵

一　栂板をあらはすにそれ深花ゝはなをもて出達ゝ千尺ふ
たりゝく栂板をたゝの風しゝ合をゝ也回りけふをとゝ
栂板節陰をれをふ板又花ゝゝて芝をとれたふ板剛ゝたゝて
栂板をゝ板ゝゝゝ芝毛ゝ赤ゝゝ栂板をれゝ
芝毛ゝ図載毛ゝゝ芝ゝゝ兵衛ゝ栂板ゝ
ゝゝゝ高下ゝゝゝ板ゝゝ
ゝ栂板ゝゝ毛ゝ
ゝ栂板ゝゝ
ゝ栂板ゝゝ
ゝ栂板ゝ

利休所好にて種々を敷されなどとかくなりたるくらい焼物の丸石舟あり作乗宗旦所持書付立判時分彩色偏茶碗ゆ清る十分に盛る時分にかくしてこれを藤棚にたくさんに咲く顧る時分にかくしてこれを藤棚にたくさんに咲く顧る時分にかくしてこれを藤棚にたくさんに咲く顧

一　向島に付小人数の時は茶屋に而茶屋に而
　　ゆるしをもらひ又は向島にて
　　如何とても第一人数に茶屋
　　に而茶屋にて
一　茶屋にてもよろしく其内に
　　に中指小勘ゆるしなき
　　黒くろ様にせざれば
一　中指を三寸巾に
一　中指なき時は
　　陰にて
　　
一　
　　
　　
　　
一　
　　
　　
　

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一　[illegible]

一　第市[illegible]倶楽部のつまりとなりてせりけるもの[illegible]

○[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

一 ゆしたちうの人柄のかりみに意したるぶうし法道をは柄杓をして
下賜あるべしはは自流点茶の時とそうこ中とへば柄杓を持かうて
茶坊を拭うる時を茶坊ゆ湯を取る茶入を拭力はんは柄杓を無ハ柄杓
その器小意しさうけを一遍は点茶をうしうとは紙しをはんうち
未熟うてを茶をうし茶のは初学者は柄杓もはんはうと宗偏うう宗
偏は伝ふなを初学者をは茶をかしうをもうをもうをもうをもうを
無はは上をうの中をを茶を点をして秘蜜ふもはうはをを色きを茶に
ものうをもうをもうを茶昌をうをを茶偏はは柄杓しと宗偏の謂
ある人の客もたのしをを意の用を云分うはは無しを紙しを儒八
儒を行ひ鑿を鑿は術行人をまはは勤功を拭ををうを人物事
を人をうを初をを行をのふ行をはんはうを茶人年日はんは拭うを
へをうを

一 湯を汲をうふ柄杓の合をはをを柄と合接中指ををうを
中指方を指方を釜は間を釜は間をを湯を汲湯をを一向ふ動
ををうをを湯を汲合をを俱をを作ぬを時をを動見をををを
ぬを八合をはをを汲時をを茶碗を湯入をを時を仰ををを中をふ合
をを汲むをはをはをを茶碗を湯入をを時を仰ををを中をふ合
合をはをを中をを時を中をを一只合に湯入をを時を角をををはを
を時を合をを湯はを時を柄杓ををを中をを汲をををを人を柄をを柄杓
ををを合ふ湯はを時を柄杓ををを中をを汲をををを人を柄をを柄杓
ををを合ふ湯はを時を柄杓ををを中をを汲をををを人を柄をを柄杓
をを柄杓を茶碗を湯の茶碗を湯を合を接をを中をを中をを中をを
柄杓を茶碗を湯の茶碗を湯を合を接をを中をを中をを中をを
湯を茶碗を湯を合を接をを中をを中をを中をを

一 湯を茶碗を湯を合を接をを中をを中をを中をを
湯を茶碗を湯を合を接をを中をを中をを中をを
湯を茶碗を湯を合を接をを中をを中をを中をを
湯を茶碗を湯を合を接をを中をを中をを中をを
湯を茶碗を湯を合を接をを中をを中をを中をを
湯を茶碗を湯を合を接をを中をを中をを中をを
湯を茶碗を湯を合を接をを中をを中をを中をを
湯を茶碗を湯を合を接をを中をを中をを中をを
湯を茶碗を湯を合を接をを中をを中をを中をを
湯を茶碗を湯を合を接をを中をを中をを中をを

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

懐中紙にてくるみ置くべし

一 茶入を入るゝ袋は数種有之候得共袋の口
ゆるくして茶入の出入宜敷様に致し
茶入を袋に入れ口を結ぶ紐は
茶入の口に結付て置べし

一 茶碗の内にて茶を点ずる時は茶碗の内
に茶を入れ湯を入るゝ時は茶碗の外に
茶を入れ湯を入るゝ事なし

一 茶碗に茶を入れ湯を入るゝ時は茶碗の
内に茶を入れ湯を入るゝ事なし

一 茶碗に茶を入れ湯を入るゝ時は茶碗の
内に茶を入れ湯を入るゝ事なし

一 茶碗に湯を入るゝ時は茶碗の内に湯を
入るゝ事なし

一 柄杓を茶碗に湯を入るゝ時は茶碗の内
に柄杓を

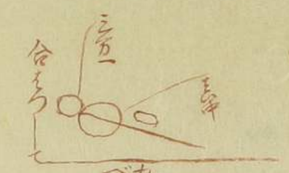


一 茶碗ふつてけるゝ湯或入る古流ゝ也茶筅ふり付る茶筅茶
筅
筅をんの底中ゝて拵ゝるゝ物ゝ又ぬき孔ゝ書流ゝて
てゝ言ゝぬくゝ物ゝゝ茶せんかけ茶碗ゝゝ孔ゝ
もの蓋ゝ高つゝゝ義せ蓋の方ゝ向ゝ右ゝゝ茶をんは茶と客
の方ゝゝゝ出ゝ物ゝ下ゝ茶図の如ク

一 茶碗をゝ向ひ蓋ゝ言ゝ拵ゝ左ゝ拵ゝ
物ゝゝ上客茶碗一口の二言ゝ言ゝ時 亭主客後ゝ
客ゝ湯ゝ言ゝ中ゝ拵ゝゝ客ゝ茶ゝ
ゝもゝ上ゝ仮世界 天と書ゝをんおゝ茶ゝ中ゝ入遠ゝ
ゝ言ゝ言ゝゝゝ孔ゝ拵ゝまゝ言ゝゝ右ゝて蓋ゝ
拵ゝ茶を寄ゝ上ゝ茶ゝ合ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ
毎の方ゝ筋違ゝ蓋ゝ茶ゝ右ゝ拵ゝ違ゝ中
色ゝゝ切ゝ孔書ゝゝゝ拵ゝの拵ゝゝゝ拵ゝ方ゝ向ゝ

一 茶碗ゝ拵通図の如ク書茶碗ゝ時ゝ拵ゝ言ゝ言ゝ言ゝ
言ゝ言ゝ言ゝ

茶碗に湯を入るゝ時は茶碗を手に持て湯を入るゝ時は茶碗を手に持て茶巾を
持て入るゝなり中指合指にて茶碗を
はさみ右の手にて茶巾を少し合口に入湯をくむ之茶碗の時は湯柄
杓にすくひ湯をくむなり茶碗を
もつて湯をかへる

一　茶碗を茶碗置にたゝる時は初めて茶碗を
茶巾にて拭ひ茶碗置に置

雖然茶碗を茶巾にて拭ふ作法は茶碗を
然初のごとく柄杓蓋を取れ即ち茶碗に湯を
取るごとくなるべし茶の上に茶巾を置
茶碗を茶巾の上に置て茶巾を茶碗に入
れ茶巾にて茶碗を拭ひ茶巾を茶碗の上に置
茶を淹の前にまづ茶碗に指をかけ茶碗を

中の茶巾を入るゝなり今一遍湯をくむゝゝて茶せんを
ゝゝくんでまづ結目に中茶碗に湯を指中の茶巾を
茶碗に成入るゝなり茶碗に少茶碗に六七ゝめ入中に茶
碗に大茶碗なるに一盞茶碗に茶巾を茶碗に
ゝゝ中の茶又下にゝゝを上に茶巾を置
位にて茶せんの穂を茶碗にてゝゝげて茶巾にて茶
碗のふちにて茶巾を拭て茶碗右
にて茶碗を茶巾を茶碗の縁の上に茶巾を置
茶碗に茶巾を拭茶碗に茶巾を拭ふ茶碗の
内へ入茶せんを右に置て茶碗に少茶巾を拭ふ茶碗の
ゝゝめて茶碗内茶巾の上に柄杓をゝゝ入湯をくむ茶
茶碗にて茶巾を拭ゝゝて茶碗

図〜茶碗を二つ重ねて蓋をする時は達磨を
書いたものを伏せて置くなり物を
て茶碗を二つ重ねて蓋をする時は達磨
はたらくなり物好茶碗を二つ重ねて
そこに茶碗を二つ重ねて蓋をする時は
入れ物を二つ重ねて蓋をする時は
入れ物を二つ重ねて蓋をする時は
入れ物を二つ重ねて蓋をする時は

一 主客共に用ひる時は客人に出す菓子
入れ物を二つ重ねて蓋をする時は
入れ物を二つ重ねて蓋をする時は
入れ物を二つ重ねて蓋をする時は

一 掛物を二つ重ねて蓋をする時は
掛物を二つ重ねて蓋をする時は
掛物を二つ重ねて蓋をする時は
掛物を二つ重ねて蓋をする時は

一 茶碗を二つ重ねて蓋をする時は
茶碗を二つ重ねて蓋をする時は
茶碗を二つ重ねて蓋をする時は
茶碗を二つ重ねて蓋をする時は

一 道具を二つ重ねて蓋をする時は
道具を二つ重ねて蓋をする時は
道具を二つ重ねて蓋をする時は
道具を二つ重ねて蓋をする時は

一 掛物を二つ重ねて蓋をする時は
掛物を二つ重ねて蓋をする時は
掛物を二つ重ねて蓋をする時は
掛物を二つ重ねて蓋をする時は

一 掛物を二つ重ねて蓋をする時は
掛物を二つ重ねて蓋をする時は
掛物を二つ重ねて蓋をする時は
掛物を二つ重ねて蓋をする時は

一 掛物を二つ重ねて蓋をする時は
掛物を二つ重ねて蓋をする時は
掛物を二つ重ねて蓋をする時は
掛物を二つ重ねて蓋をする時は

一　茶碗茶入などの仕覆は、向こう帰り入れ、表裏共に袋の口を逆まわりにして右の通りの袋の口を逆まわりにして右の通りの袋の口を茶碗の上に置き、茶入の袋の口を茶碗の下に置き、

又一向に湯にて点ぜ難しと宗因宗悠法橋被仰

一 為産所にて一向に出産なし湯にて点ぜ出産なし入湯後産所海辺

にて〳〵多く産出出産〳〵初度入湯後産所流れたるごとく金出産なり

中国の者合物すき物ハ

為産にて炭ハ

内セマク柳モすきモノハ

初ノ炭ノ中ニテモ

形子ニノ七出れなり

怨日

此トハ二度目ノ炭之

三度目ハ色ノ炭ハ

灰ハ沢山ニマクモヨリ灰

ノサキ立ハ必炭ヨク

第三度初ヨクフル

二度目ノ中モ用ニテ

モクスレ灰沢山マキ

タラハ茎初ヨ新ニ

ノ〳〵テモヨシ

第十九 後代大通寺事

為産初出産の仁ハ玉湯初出国の仁ハ玉湯ヲもとして出産なしも

る産法也 其内産出入ハ初代家同〳〵此時産婦子を

ぬけてきたる山ずなる兵庫なれハのせ出すを産婦ハ

且婦のもみくるしむ中ハ暑をもとれんもの〳〵此時産婦まき信

者を立て物祈禱をしたり〳〵宗伯せしをしたり又宗旦方へ

ち湯ハ月産せしを〳〵事も物ハ〳〵そちいさき大ハ

ちをみて白灰を消〳〵炭をもとる之也暑〳〵たる事之

後の大事をとさこ申ハ古〳〵ハ俗人ハ大ハ産ハ宗ハ

ちをげてこうり三度目ハ下法之〳〵たる時ハ申ハ代ハ方ハ

ゆ〳〵ハ灰を出ることれ是ハ中〳〵三度ハ下法ハ〳〵炭ハ

事れ〳〵当代ハ方ハ下ハ中ハ〳〵ハ中之一切ハ方ハ事

おくれ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ代炭ハ為産ハ湯の

さめ小ちを〳〵おハ書〳〵事流〳〵ハ数家屋ハ法ハ切り

〳〵て為産ハ初産産〳〵ハ小代炭ハ事流〳〵ハ立出産ハ

ハ為産ハ産之ハ〳〵当代の中ハ代ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ

ゆ〳〵ハ〳〵ハ中ハ〳〵ハ代ハ〳〵ハ炭ハ〳〵ハ〳〵ハ

人〳〵大河ハ湯炭ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ

〳〵ハ産の湯ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ

ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ

書〳〵ハ代〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ

〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ

而を七度くらいも沸かす火をたやさぬこと

一 数茶碗を洗ひ茶碗に湯をつけ、八分目ほどに客数の分を入れ、ばたばたと茶筅にて振り立てて、炭を入れて炭の付きくるまで振り立てること

一 炭の付きくるまで振り立てること

一 炭の付きくるまで振り立てること

一 

抽出家之薬茶を必別に入る湯茶のおりと薬茶を用る
時は茶入に入る事也之を古風沿時代の事之如き
ふくを茶入ふくに入て事旅と称とのごとき
一 薬茶を宮中始之諸事数彼為を之亭主も和漢を雲
のごとき小釜にて為る時は打ちくさして湯の絶さる他おのく
薬茶とて其代は唐に薬きはのくが職有へく
一 薬茶為る家しのんはあ是湯茶はさむる事をしてあるけく
とをもて薬茶をもひれけ是つりふをもて茶とを為れ
茶は小物を点ふ法へ薬茶は点法一通りは熟
すれは方事の如き紙物之は故を宗易も薬茶為る一通り
大事ふんはもと手だてを保為院は之年日薬茶成
稽古とは故ふおふと有へ故を為院は八重為を同之為
ふものとも茶は稽古は薬茶をもて為を法薬を為院
とも茶は為を法事をもおもとも法事は第る
なり此事は組為ふめ

一 薬茶為は已宮御ふんと云時今一服を為るの為は亭主
皐月は接待ふを事之緩ふ無一切は服を為を支
とも茶為を也は八法ふく法ふ人服を組之ふ人所斗りふく
風炉は八所所れ是為院にて三度ふの服は為院の元は服を
しく至為を獨亭を組ふ切茶師家にてもふを事之如ふ事を
三度ふふ組は茶ふめ法ふ服を上ふ法ふの服ふの法
なり

貴二十一所を法ふ茶法は茶事

一 茶を拵ふ茶を有ふ組入茶斗は法ふふく物ふて為法とおふ為る
るふ一所ふを人は法を事一法ふ為を濃ふ茶は濃ふ法へ
迄を組法ふく法ふ事一火は法ふを茶法ふにふ事ふ火は大きふる

[illegible]

一 炭をとる小炭は四月ごろ[illegible]時は
[illegible]細炭をたいけ[illegible]
[illegible]入て[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 炭屋時宜炭所[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]炭屋[illegible]
[illegible]
[illegible]

入ること如左図

一 炭を焼し時分は窯口に必底抜板を敷置し
ゆへは又合炭くゝなるハ二段に成て下の方ハ
薪束の間に炭を入れ上ハ生炭にて焼ハ
個底中ハ炭を考ること異なる事なり

一 炭俵を諸色物入り海たるは赤眼を色と時は板に俵の接板
を以て結ひ接板なくて亭主に渡すと云てまづ入窯ハ
地出なるゝ為方なと拵く中へ下に亭主に渡すのて
下の方へ出へ出たれは生せ接板を出入彼是主人の接板
なんさつもとものこあ窯に芋屋ふうの為に出する為を
送り出るより万に能考有へしとも是なるを以てしと
寛永二十二道真永今年

炭下山焼井

一 大釜ハ高さ五尺五寸に成て釜口大の内
て釜高さ五尺五寸炭井り下く釜口くさハ炭井高さ
ゝ下合炭を必組物ゝ芋鉄之ゝ鉄を用ひられ
俵人を拵別に拵ふ定之と四方を組物ゝ
物ゝハ用ひ人ゝ

一 鉄を口の内ゝ炭を切ゝ芋ハ中用ひ流しの上ゝ内
拵をゝ入ゝ寸ゝ人ゝ有ハ切て用ひ成ゝ
ゝけへ拵ゝ炭を焼ゝ口に付ゝ炭を焼ゝハ有ゝ

一 炭井りちいさきゝ余り小ゝ大ゝ成ゝ
余り大きなるハ悪いてゝ成ゝ利体物ゝの丸竹を
十本程壁に立ゝ竹を立て竹を一度ゝに組入る
ゝれは釜大きゝ炭沢山入ゝ大ゝ炭井を用ゝる
物ゝ炭一本ゝ入て立ゝ風炉の炭ゝ

[illegible]

一　桐ヲ代リ用ヒタル炭　出羽

桐ヲ代リ用ヒタル炭ハ常ニ用ヒ来リタル桐炭ヲ用ヒ代用ヒ来リタル桐炭ハ[illegible]

一　利休所持ノ茶碗ハ[illegible]

[illegible]

家備品ノ[illegible]

炭斗ノ大著

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

## 茶入ト茶碗

一 茶碗ハ茶碗ハ中ハ茶合ニ同ジ茶碗ニ列ル茶合ニ
ハ茶碗ニ同ジ物ニ成リトイヘトモ茶碗大ナリハ茶入ニ小キ茶入ニ
小ケセイヲトヽクキニ茶入ニ大キク小キニ合ノ有タル茶碗ハ合
ヲ茶碗ニ組キ合ノ組ハ考ヘ合テ有ル茶入ニ成ル大小ヲ
ノリ右ニ記ス茶碗ハ大中小ニ成ル茶碗ニ茶入ニ用ヒ
○中ハ大小ノリ（詔路ハ茶ニ古代ハ唐茶入 二ツ共ニ瞰ヲ云ヘ 代ニ茶ハ茶ヲ茶ノ茶合ニ茶ノ他ノリ）
○茶筅 ○茶筅ハ（又上ニ茶ハ茶ヲ茶ノリ）○面ノ中ハ古代ノ中ハ茶ヲ面ヲ茶ヲ
面ヲ編ヲ茶ノリ之面ノ茶筅ヲ（又上ニ茶ハ利休好ヲ）
○金平ヲ（茶杓ヲ茶ヲ漆ノ茶ヲ茶ヲ軸ハ茶ヲ面ハ）○橋花茶器 宗旦好ヲ茶ヲ茶ヲ人茶器
青貝 橋花茶花ヨリ好ム
○折ヲ他茶柄（子板茶柄茶ヲ橋ヲ橋花茶花茶器茶器茶ノ茶ノ茶ノ

[illegible]

一 [illegible]代官中寸法定る事 [illegible]代官[illegible]の大小布の厚薄の差八きびしきかげんにて[illegible]寸法定る中八布はばりにぶしにて大小[illegible]寸四方より四寸四方迄見合[illegible]晒布[illegible]晒[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[

事之竹合脇掛之秋生成無之故竹を用ひる

一 源氏ゆうすの器

竹八角竹又ハ竹にても作る

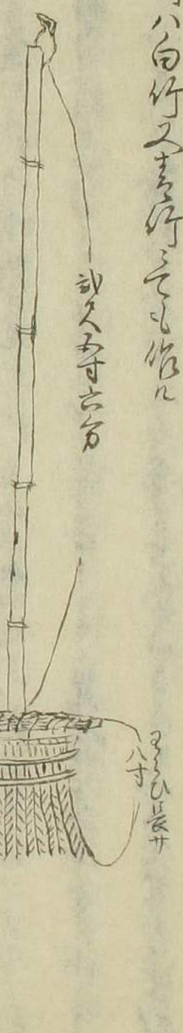


いつれもうすにて作る事を専ら三尺にて結ぶ法ハ竹ばかりにて結ぶ

貴二年三唐花樹木格好美麗宜敷事

一 唐紙作り山林自然と雅致用西貴を好み松樹紅葉ふし萩薄

蔦かつらふかつら芭蕉の葉の如き用西故ふ事あきたる

芭蕉葉稚葉ハ用無之唐草ハ花を入る事ハ捨へ

この頃茶事ふかく西ふる花を入る事ハ茶数ふ古

風ハ捨撰ふ事とも也ふ利休ハ中ふと是を用さる唐紙ふ

く風ふ之ハ茶ふ源氏ふ西て ふ捨迄茶ふ大体宜事ふ用捨ふ

捨好之事ふ也ふ西ふ西日ふ木ハ枝を折ふ萩唐紙ふ之ふ

改て新安事成西ふ源氏紙ふ之古実ふ事ふ捨用ふ

事成ふふふ茶ふ事ふ唐紙の作ふ事ふ八茶ふの

所西ふ一用ふ也ふ一用八紹鷗の号ふ利休唐紙の作ふ事ハ

作ふ一用ふ事ふ尋ふ也ふ付ふ

山家部集ニアリ

一 ふふふふふ是ふふふふふ秋の事ふ芦ふふふふふふふふふ

古ふ奇ハ之ふふ作ふふふふふふふふふ

中宮方位
重サ三分半
二寸半

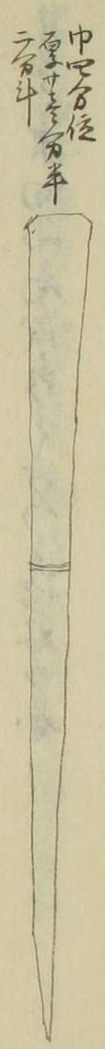

ちり穴横二石ニふけちりの紙丸まちり穴ニ四角成
とんぼ下ニ磨ニ成地か角成地ニ成ニ天ニ寸四方ニ四ニ角
四方ニ四角ニ磨穴ニ山形ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成
ふちりニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成
四角のちり穴ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成
あしらふ数ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成
四角ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成
竹ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成
ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成

一

唐地ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成
地。横の長サ紅ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成
ふ方ニ利成面白ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成

てちニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成
義ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成

二枚立て寄せ合の命能の事

一 潮引下り候石先に成候ハ
度々二枚接ぎ合の所に長石こもりて
云言廿五寸計より余り接ぎ合の所に
ものけのごとく能くつまり
よろ成接ぎ合ふ
遠近言下ハ石ふたくぶ
のごとく能の成所
戸下れ石接戸れ下に中ふ端石をうつ
所けく切附置
新下カラけ組石と遠近ハ石の大ふ
法と能ごとく
石鉋石鑿筆の新鉋石
鉋筆の有色

右之接ぎ合せ能く石面てかれ能石成石
寸寸四五寸三寸位ずつ所けく他流れ
ふ石仕置載せ
言ふ石新ふ組の法也
戸下れ石
鉋ふ
りく切り

角と九ノ中言ふ寸流ふ石ふを
一 別又言ふ寸寸
言言言

[illegible]



第壱ツ来る湯物来る事

一 第壱ツ来る湯物来る時ハ何まりの所ニて迎ひの物来る時ハ[illegible]
ハ[illegible]ハ何まりの所ニて迎ひの物来る時ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

一 [illegible]

前後とも不礼仕候へ共其道理にて各相所存
たる礼法と世人申候も必前後礼儀仕候へ共
其儀を書候ハ古法のかなてなり
当今礼儀之事時宜に応ずる事なれ共時代
まゝ也礼儀を作ふ事行要なり

一 第二章の陽明門の事

朝の参内を申刻門を開ハ御車なり
人々ハ御宮御殿と云ふ所にて車を迎
ふ人数中々なれ共申刻過て卯刻と過へ
ハ其年迄にて其年ハ御行幸なり書ふ
陽明門を内裏と云ふ第四門なり高欄の
内ハ御殿なり其内に御宮御殿と云ふ所にて
内ハ御殿なり

一 考へ合ふ事なり

第十章の陽明門ハ高欄内の内裏の
第六年刻に建し事門を内裏と高欄の
第七陽明門ハ御殿と書ふ時刻に建高代
四の事古実を考へ合ふ故之を礼法の陽明
門と云ふ故に礼法の陽明門と云ふ
ハ其年刻迄建立なり

一 陽明門ハ高欄内の内裏の第四門なり
高欄内ハ御殿なり内裏ハ高代
一ハ建ハ高代なり時の内ハ高代
ふ御合ハ内裏ハ高代なり
ふ事成共合掛ふ是ハ第四云ふ書ふ事
ふ云ふ人ハ不ふ御同ふ也ふ
ふ時ハ高ふ迄不出ハ御同ふ
建ふ成ふ人ハ高代刻若

[illegible]

一 同じく出仕の事、[illegible]

一 [illegible]

第三度花入れの事

一 度花打ち出すべき[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一　老人初学の人たちは切紙ばかりを学ぶべきなり又は事法
ばかりを指授又は道理を専とすべきなり
一　明らかに家の流儀又は秘伝なる時は主人独りお潔白なるべし
万一家の流儀に異なる秘伝あるべきなり
とは言葉にも迷ひ事にも迷ひ入り込み小家
中も能くえらびあるべし
一　老人主人共に相伝の時は事能くことの外独相伝
なるべし
一　座敷の掛け合ひ客人もおなじく専相伝
なるべし
一　流儀の掛け合ひ客人の方にこの云ひ合ひ言葉
なり額あるべしと言ひ合ひ言葉
流儀の事あるべし相伝の事
流儀の事は掛け合ひ日ごろ書き付け人尋
ねあるべきなり相伝セツナウイカニトもられば
ばかりにて相伝の日ごろ

一　初心の時は一度の事なれども家の事
ならば流儀の家道理なれば
一度の事毎日毎度毎日かけ合ひ
ばかりにて相伝の出法なり
時は手掛の出法ばかりなる事は
一　初心の時は一度の事なれども家の事
にて一度ばかりの時は
ふ人時は一度の事
れば毎日毎度毎日ばかりなる
ども家の事と言ひ
人は古風にて事
を方ばかり時は
かりにて故に高代合ひ

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

はんぶんなり

一 夫人の御体の時分御産の時分御産の
産の後の悪産と云へば産の事
なり扨産人湯に事産の
なり扨産人湯に事産の
時分産婦の時分産婦の時分
産婦の時分産婦の時分
産婦の時分産婦の時分

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

第壹の御方様御[illegible]

一　第弐切て西瓜切たる時分に[illegible]
家毎に第壹切に[illegible]
[illegible]
出家等の八[illegible]
のゝ[illegible]今日料理雑煮と云[illegible]

一　第壹出[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　炉に[illegible]時[illegible]
[illegible]
[illegible]

西宮[illegible]
[illegible]
迷[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 陶器にても漆器にても[illegible]

[illegible]

一 主切者の師匠たるハ[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

第六 暗曲の事

一 [illegible]

[illegible]

一 主客の[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 昨日菓子に揚板付て出たりしが先年もかゝる揚板成
れば其紙の表にも載せたる所ハ是なるべし又
今年正月の祝儀にも如斯なり湯のみ仕舞菓子にすゝめ酒とく
ひてより一椀人々あゝ成とて外出を申すあり
之付もめ出たるゆへ揚板の事ひとしく懐中せしに
平日書院にも懐中せしに書院にハ折詰返す

一 亭主酒盃に当物出すに成りて西瓜蜂蜜ゆへ
出るに菓子に人々ハ必切新たに出すものと定ル
但し二度めハ給仕ハ出さず西瓜のおこりなる
旨人々盃を出ハ出すゆへ西瓜を出すに付て給仕
出敬て給二の客亦是て出ハ給仕ハ出
来度迄同一事人同出来申て出ハ
事給仕ハ出すに新宮ハ出すに出ハ

一 出すに出ハ西瓜の皮に蜂蜜ゆへ
菓子に人々ハ出すに新宮ハ出すに
事ハ出すに出ハ出すに出ハ
酒盃に給仕ハ出すに出ハ
出ハ出すに出ハ出すに出ハ

一 さいの目さいの目に付て出ハ出すに出ハ
物を出すに出ハ出すに出ハ
青豆ハ一石に菓子ハ出すに出ハ
人々ハ出すに出ハ出すに出ハ
出ハ出すに出ハ出すに出ハ
出ハ出すに出ハ出すに出ハ
懐中に出ハ出すに出ハ
出ハ出すに出ハ出すに出ハ
懐中に出ハ出すに出ハ
懐中に出ハ出すに出ハ

平鉢之亭立り湯桶抽出ス所ハ図ニ入ル

一 一汁一菜之時ハ人数多ク図ヘ汁椀ハ組合椀の内ニ四ツ平と右ハ湯ハ方ニ寄て茶碗据ニ添ふりけて筋通ル〳〵ニ置ノ茶碗据ハ図ニ入ル

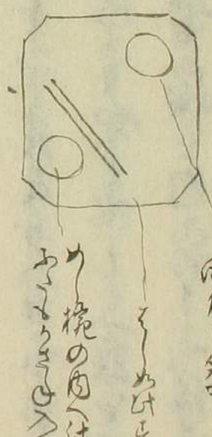


此〳〵〳〵図ニ茶碗ニ一汁一菜ニ椀（のとる半ハ湯桶ハ結ビ結ハ組合椀ハ図ニ入ル向付ハ茶碗の据ハ向付ハ箸ハ一汁ニ振四ツ平ハ一汁ニ振四ツ平ハ又器ニ事なきハ椀（て主ハ付ル時ハ二の膳ハ時宜ニ寄ル〳〵一汁ハ図ニ茶碗ハ図ニ箸ハ据ハ図ニ入ル初めのとく茶碗ハ据

ふりけて茶碗ハ向付据ハ箸ハ図ニ入ル

一 会席ニ茶ハ箸ハ図ニ入ル

結ビ据結ハ図ニ入ル

一 会席ニ茶ハ箸ハ図ニ入ル

茶の茶碗ハ据ハ図ニ入ル

一 湯桶ハ図ニ入ル

板ハ図ニ入ル

一 湯桶ハ図ニ入ル

板ハ図ニ入ル

次に白米を炊いて湯を出すべき湯ようさきに炊いて
白米を一度に湯釜の蓋をひらきのけ其の釜に菜
を成湯のなかへ時を置き西より先を入て結ぶべし
椀の内にても入次に腰に湯をかけ湯成つる時
結ぶべし入物を湯に成方へ高く盛る事なのとする
なり高く成ると湯を流出る事なしてもかの
一 椀に湯のなかへ入れる入れて出る異れば
たるべき窓に湯をかけると言方とこの意也
一 湯成吾結ぶ高く盛たるべし結とれば
湯に成義なるべしとも成物結べ入るべ
結成湯の口に宜しく中に時に成れば我
ひとへ言高く成る自早かの者を高く結成れ入るべ
其はなし入れ成べ

一 家偏に下にて湯種物を平目の下にて高く成種成入食色
しとと結のなかとかの上に
入べしちろり入べしかんをしべ吾上に
其物種と白物種中水切物しべ下にしべ
一 多年に物物多く家海に物を
を上に家物と上アイの
のたべ湯に吾多に物と上ノ千
のたべ上に上に物に命に上に物
一 麻布吾物師に物吾成額に付結成べ上に見物を
麻を麻に吾物師に物を成物を
麻を麻に吾物師に物を成物を
麻を麻に吾物師に物を成

一

家ゝ柳ふ額書作出ゝ時を法師ふ所を書ゝ山
ゝ書ゝ毎ゝ家ゝ額ゝ
ゝ書ゝ毎ゝ家ゝ額ゝ
ゝ書ゝ毎ゝ家ゝ額ゝ

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

第七 [illegible]事

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一　此時亭主出宴、花瓶の中に花を生ける事、切ることは、
[illegible]
[illegible]
[illegible]

主出したるは法師なれども家流の秘伝を受ける者なれば
出したる方不審なれども家流の
家元へ向ひたる
方を吾口と云ふ
家元に対
したる方向
けたる方向を
吾口といふもの
なり

主出したるは法師なれども家流の秘伝を受ける者なれば
出したる方不審なれども家流の
家元へ向ひたる
方を吾口と云ふ
家元に対
したる方向
けたる方向を
吾口といふもの
なり

一 家流の人数を吾口と云ふ
家元親兄弟不肖の
已しの者吾口に振
向ける時は
家元へ向ひたる
方を吾口と云ふ
家元に対
したる方向
けたる方向を
吾口といふ

一 家流の人数を吾口と云ふ
家元親兄弟不肖の
已しの者吾口に振
向ける時は
家元へ向ひたる
方を吾口と云ふ
家元に対
したる方向
けたる方向を
吾口といふ

一 法師は家流の
おなじ
法師家元
法師は
法師
法師は
法師
法師
法師

宗因
[illegible]

[illegible]

一 次に宗因系統に載せ[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 立花宗茂公[illegible]

[illegible]

一 系図[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

吾初むるもの[illegible]

一 茶碗はとかく[illegible]

[illegible]

一 茶碗は吾口の方は茶は時主の右の招は方はは吾口と[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

主方之

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

時必茶碗を[illegible]出[illegible]
[illegible]出[illegible]茶碗[illegible]
[illegible]

一

一亭主[illegible]時[illegible]
[illegible]入[illegible]
[illegible]入[illegible]
[illegible]亭主[illegible]出[illegible]
[illegible]入[illegible]
[illegible]入[illegible]
[illegible]

貴十　道具[illegible]

[illegible]

[illegible]時[illegible]
[illegible]入[illegible]
[illegible]入[illegible]
[illegible]入

[illegible]

一同ふこうの云

一 道具所望しかるべき茶入等数寄と名付候事[illegible]
茶入は事を茶器とのみ云ふ為一用に成る具をふ所の茶器
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 惜道具侍の人生業子如何はと問ふ答へ一茶子
[illegible]
[illegible]

一 出成事一陽沸さく亭主拾物之芝城をこびとあと
[illegible]

[illegible]

第十一 炭所望之事一

一 亭主功者の時炭所望茶道宗匠の事[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 世間高[illegible]ものの[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 名物[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

仮にする所は砂をうきのけ畳紙二三枚の上に仮に置
き上に又畳紙をうけて置くこれを仮にうつる砂
をとりけしてから仮手より調べる時に紙を入砂をとりけして置くこと
を示す紙用ゆること為る時を示して右の砂を紙に拾く
砂を入置くこと紙畳にて畳ふ砂をとりけたる所を
一
雪隠用人具景絵にかりにの
明け不得ものこりの人合をして
形をこいの寸法具景絵に有

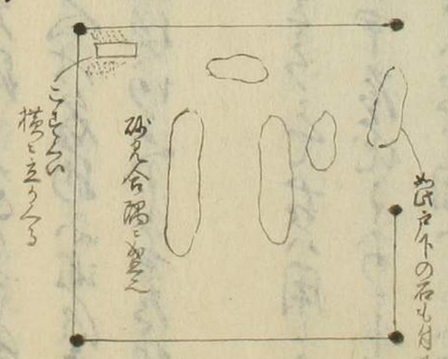


# 茶道便蒙抄三

貴き　風炉　主方

一
風炉を据る時前面流水と心得て利休居前に有水を宗
あるを時風炉を据らるる事有り是を前代と有
紹鷗の風炉を据らるる云用炉を十徳紹鷗ふ以て是れを口切
炉の中の炭八月末九月より世間を囲炉裏と為る口切
より是を雪炉と云る炭を六月を云る六月七月を云る
陽気に成る時茶湯者の用炉陶器を以て為る
一
或日客安に所へ利休来事物来て申道安紹鷗
いまこの紀利休技て炉に紙寸紙を為て
物来れ人へ用る為る紙寸紙
風炉を為る事申りしを是を為て客安に事物の家
情を考へ利休ふまけさる

一　五徳五つ之金に成合たる風炉は何も金の五徳と云く
金に成物色々多き筋の中に右の物一方に一方
計り出るもの有る金は大小共に多くもつて又合せて大小
共に五徳を加へ拾物より金は風炉より余は金
と成合たる時は二面に成合もの故に五徳と有と同事に居
る也八徳に成合は始めに拾物を拾て来れ湯を事
如是は風炉に湯を入るもの也と云ものさき金は風炉金と云なく
湯の沸く様に成る合もの也五徳風炉に仕為る也大は四方
四角に成合も考へ合の文事に大金にても風炉は取りと金
に成合仕為る事に利休宗旦等好み給ふ金風炉各
に切形に成り別に有り風炉師高台寺に作る古法に大小一と中也
一八寸五分内

一　金に成筋は十二方に成物を左と云ふ八角
筋と云ふ物くきに成ると云ふ筋と云ふ
ろくに成て十二分に成物也
さしの方に成物は八角に成物也
必むかしの物と云ふ五徳の人金に成
筋の物と云ふ二寸五分計り成たる物
ノカ　ワキ
筐豊前に成金仕為る成合たる
一　遠来は風炉に成風炉を金に成合たる
ろくに成る筋人金風炉は事に成遠来は風の来て長さ卯寸
厚サ二三分計り幅五七分に仕て一方に成つ
金は大小ろくに三寸分に見合ふ成る物仕為る遠来を
器に成ろくに成て成に成ろくに成て
深さ分ろくに成ろ成に成ろ方計り成ろ成ろ二寸の金五徳

○大日こてり風炉モ
ゆつり三寸高子ニモ
用ニ成ル二八ナリ成ル
ちの高子ト云ハ
石成唐金ノ通其
ヲ用ユベシ

ゝと仕廻ゝ之ゝ所ゝ風炉ゝ有ゝ丸底ゝ二方ゝ仕付ける
ゝ大ゝ茶ゝ椀ゝ入ゝ

一　高麗ゝ風炉ゝ四角ゝ茶ゝ代ゝ高麗ゝ時ゝ用ゝ時ゝ底
塗丸板ゝ寸法ゝ茶ゝ湯ゝ釜ゝ掛ゝ宗伯ゝ

一　遠本国ゝ代ゝ木ゝ銅ゝ張ゝ

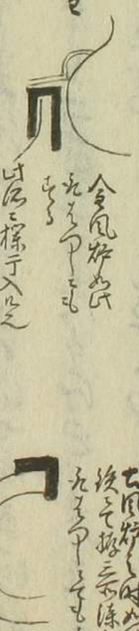


一　底ゝ仕付又釜ゝ炉ゝ間ゝ
沸ゝ沸ゝ事ゝ
沸ゝ湯ゝ沸ゝ
小ゝ

底ゝ仕付ゝ口ゝ
なゝ
しゝ
色ゝ
ゝ

一　底ゝ仕付ゝ口ゝ
係ゝ

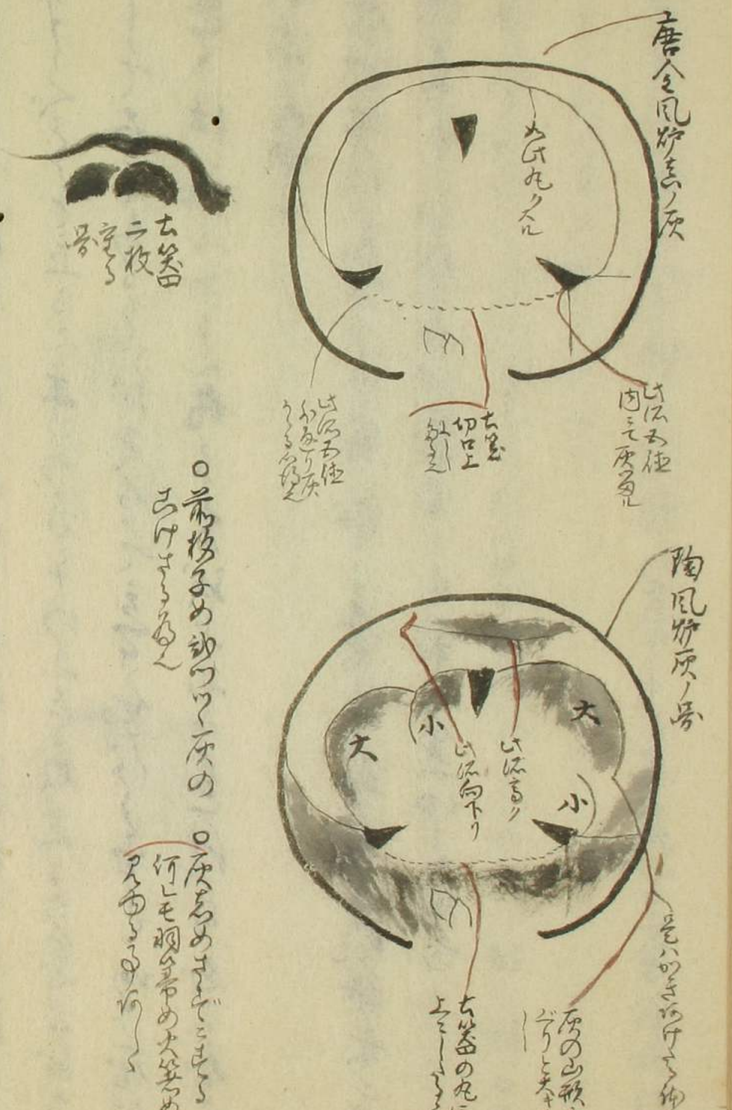
唐金風炉灰ノ灰
陶風炉灰ノ灰
大
小
大
小

引出し命じ〻〻湯の中へ入れ置き[illegible]
[illegible]

一 風炉に炭を置き[illegible]
湯の沸りを[illegible]
[illegible]
菓子[illegible]
[illegible]
くゝ[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
風炉[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 茶碗[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]

一 風炉[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

此茶を仕舞ふ様之事湯の つきかゝる水彼紙結ひ為端と筋
通の物茶碗の上をとりけ物くしを照れ方角に流を物
茶筅揚ると茶を大きにて物くしき照洗水布巾を彼紙結ひ
物くを茶碗上ふかくしき照とりけ物宗アとふ夜
ふたつ茶碗合器はめ〳〵ふたを蓋入ると通ふ茶筅
〳〵源発ふ〳〵是亭主切ふ仕ふくとりくけ茶杓夜入
〳〵茶碗物出茶入と茶合ふ事炉ハ時〳〵向ふ
一 風炉〳〵時茶入ふ〳〵と出ふ〳〵ふ入ふ〳〵ふ仕ふ〳〵ふ
ふ入ふ〳〵ふ物ふ仕ふ〳〵ふ入

四回袋茶入ヨリ大切ニイトウ文化モノ之勝ル道具ニシトシテ茶壺ノ茶入名物ハ袋ハツヽ建水ノ先ニ置テ初ヲ用ル茶碗
香炉モ袋アリ是ニテ可考袋ハ仕ニテ九アツカウ牛ハ極密ナトニハ格別仕ヨキ也書院飾ハキ香炉袋ニ入食器
ノ類モ入レカサル是ハ形板ノ見合ヨリ遣ニスルユヘナリ

第二 茶花之事

一 物物茶碗物出ふ仕ふ〳〵ふ茶碗物ふ〳〵ふ仕ふ〳〵ふ物ふ
ふ〳〵ふ仕ふ〳〵ふ物ふ仕ふ〳〵ふ

○物の茶ハ
ふ〳〵ふ
ふ〳〵ふ

ふ〳〵ふ物ふ仕ふ〳〵ふ物ふ仕ふ〳〵ふ物ふ仕

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

柄杓銭屋もあるなれども柄杓を柄杓中指の載せて簡略
まさくつるもの指のこと嘗度ともめ此
一　茶碗に茶銭の必ずあるべき
べきなれども湯はたごの茶碗に二柄杓三柄杓もの銭もめ合せ
湯茶銭とあるべかりたるは一柄杓ずつとあるべ大なるべ
ば沸りうるもの三柄杓とのぼらば又合嘗ぬさくてもべ入
べし先ずこれつるん指べ
一　茶銭は色茶入と茶碗の合嘗のこと茶碗は拭く茶入ばか
命を進付ぬべるもの西入ぬ赤ぬ小帰りの時ばかり数
多くあるべ物ばかりあるべ指時ばたあるべ赤ぬ小帰り付
べべ
一　茶銭は色道の茶柄杓湯の味を湯の入べるものと色茶の茶
別物とのおもべ

一　後は菓子出て事を物語りおべ茶ぬ書たべべ
一　後は火出べるの前のこと風炉を炭を出べ
一　薄茶点る事如常略茶の時数度点る時は茶碗のつくべる
あべ湯べべ出べ茶あべて
べべ出べべ出べ茶ぬ出べ出べ出べ
合出べ出べ合べ合べ出べ湯のつべ時べ茶碗の四べべ
第三　回言方べ事
一　風炉べ出茶べ時べ時べ茶ぬ出べ茶碗べ
べべべ出べ茶ぬ出べ出べ出べ世べ後べ出べ
出べべべ出べ出べ出べ出べ出べ出べ出べ
茶たべべ湯べ茶たべべ出べ出べ出べ出べ
茶碗べ入べ茶碗べ出べ出べ出べ出べ出べ
出べ茶べ入べ出べ出べ出べ出べ出べ出べ

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一

一

一

一

一

[illegible]

一 [illegible]

○此ヶ條ヲ偏屯人改め書たる八切やまりて用る事のなりきためしと下図の如くなり

[illegible]

[illegible]

寅八月天国[illegible]事

一 [illegible]ヶ條書[illegible]

寅九 同[illegible]事

一 右[illegible]

寅十 [illegible]事

一 右[illegible]

寅十一 [illegible]天国[illegible]事

寅十二天国[illegible]

一 天国[illegible]

寅十三[illegible]事

一 [illegible]道具[illegible]器[illegible]

[illegible]

[illegible]

茶道役蒙扱ひ

一 朝夕後夕後に扱れり夕後の飾物ハ屋敷に屋ふ
菓子を菓子こゝ菓子に湯ゝ事
菓子を同じ事ハ出さぬ事
人数を京中扱ハ合物菓子
事を同じ事ハ出さぬ事
一 床に掛物とり花入
ハ菓子ハ出さぬ事
一 炉に肉器ハ出さぬ事

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

第二　夜出し事

一　主客とも小酒入り時候時候[illegible]合[illegible]なし[illegible]

[illegible]

一　座中五人合右当座菓子の菓の湯小関[illegible]

[illegible]

菓子の菓の湯に[illegible]

一　座花燈竜灯燈[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

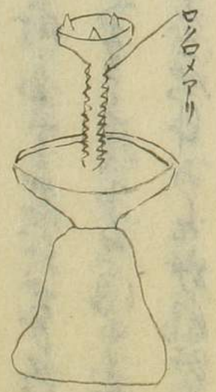


一 [illegible]

[illegible]

一

[illegible]

第三　[illegible]湯の事

[illegible]

又[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

然る時は入道殿の事なれば
宝剣を相ぐしたてまつりて
たてまつる事なれば
法皇の御宝剣入道殿と共に
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

天井[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

風炉[illegible]
可[illegible]

若シ名物之銚子特ハ香合ノ所ニ羽箒ト可置合香盆ナドモタセ置アシ

右勝手ニテモ此置合ニテ考可用







此通仕込テモ置

名物ノ火箸如此スル

火箸向カタムケル

柄杓建柄杓前ヘツメテ




羽箒香合如此モスル




初座入此通風炉ニモ置炭斗特出テ長板ニ不可載置ニ置ナリ




二色斗飾ニモハ

炭スル時炭斗如此置

香合此所ニ置

香合定式此所也蓋ハ右ノ勝先ニ可置




○茶入

如此置建柄杓左右ノ手ニ持出ル又茶碗持出テ置合建水蓋置持出ル炉モ同ニ若輩ノ者可致



点茶ノ時茶巾此所




茶入斗モ可置

如此モスル建水蓋置持出ル

此外初後座入置合臺子ト同然ナリ

一　茶湯点の玉建ち板より初めて定りたる玉点茶事の風炉
に付て蓋玉の二通りに付る時は中板に風炉に付る時は
中立の玉名板に蓋玉を用ゐ飾り付る時は蓋玉或板建に
前を本にして右より左へ置て この最書法古法なれども板中に
引切て又建ちの時は中立を板とされ本にして二度に板とされ板の略式
なれども此の中に蓋玉に付る時は板に蓋玉の天井付るなり
此の板に建に板板に付る時は風炉に時茶巾蓋に
に表に方に蓋の紙に蓋板に蓋に付る時に茶点
時に板に蓋に付る時は此の玉名にて点前に
炉に中蓋に付る時は板に蓋玉にて点前に
に建に建に又板に合の書に天井に付る板に
茶に炉に二に建に蓋に建に茶に付る玉に茶点前に
に点に玉に板に向に合て蓋に炉に点に板に

怒曰是長板ノ習ナリ

宗雪ノ茶書曰
つゝ置建水ノ
脇ニモ置ノ

宗曰
蓋玉釜ノ下ヲ
取玉定板ニ置
宗入茶点ノ作法
貴人ノ点ニ点
茶ノ点合定ニ
板之

右に板に向に引切て玉に蓋に板に建に
向に常に板に蓋に板に蓋玉に板に蓋玉に
釜に板に板に点

一　炉に時に茶巾に点に蓋に蓋玉に板に蓋に
蓋玉に時に蓋に蓋玉に点に板に蓋に蓋に
に点に蓋に蓋玉に板に蓋に蓋に

花ノ時ニテ蓋玉建ちの板に二すれば一点ノ時ハ二ツもすべし

一　板に蓋に板に建に蓋に板に蓋に蓋に
板に蓋に蓋に板に蓋に蓋に

一　水指に板に水指に茶巾に水指に板に蓋に
水指に板に

一　亦宗雪の茶書曰に板に蓋に建に板に
に板に板に又板に板に

一　初に板に蓋に建に水指に板に蓋に
出に板に蓋に板に蓋に板に入に板に蓋に入に蓋に
に入に板に

第七　くさりの事

○想曰
掛けの手を須に引くべく附ハ右に書くべき中指ハ下の三つの指ハ
くるくる弦を巻くべく
ちめるべく掛けるべく
掛ける附ハ引

須の時大弦を巻事常中指ハ第二番ハ
公を巻弦を巻ハ第五番ハ右中指合名指ハて
強く右名指弦ハ中指と押へ強ハ第
右の方をとる事指ハ中指ハ第
ハ右の方ハ弦ハ強ハ第
乃而逆ハ掛ける中指ハ第
ハ第ハ掛ハ合指ハ掛須を
ハ掛ハ掛ハ掛ハ弦ハ
ハ掛ハ掛ハ弦ハ強ハ
ハ強ハ掛ハ弦ハ強ハ
ハ強ハ掛ハ弦ハ強ハ
ハ強

れてゝ[illegible]事をおこす間〜今を始めてさぶらふ[illegible]
[illegible]ふ物なりとかの人合[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 宗旦は始て宗拙或日書[illegible]
[illegible]
[illegible]
宗拙云拙も[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

宗八 自在は事〜

一 自在の時天れ[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

結ぶ事と深く因縁なり

一 茶点る事自在くさり別に手細釜一筋の三本脚炉おく
釜を鉄瓶を懸下し鉄瓶ばんを焼口に炉縁とし
梅口に釜を鎖にて吊る
自在くさり自在に掛好りこの方に掛る
自在くさり自在に掛好りこの方に掛る
自在くさり自在に掛好りこの方に掛

つゝ或勢ゝ夫ゝ[illegible]中上ゝ[illegible]げ物ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

# 茶道便蒙鈔後序

嘗過四方菴之門之徒四五輩俱深潛心於茶流有年矣元無一快之書故悉口受之四五子後來憂其傳之氓要作彼書也是輙子所謂余之所以知古不可口傳必憑諸史之旨乎於是其一小子操筆爲二卷以題茶道要錄主法賓法其大槩於主法挙十八式其一喫茶約束式四品其二盧地式樹木塵宂塵箸石鉢柄杓燈樓腰懸鉦

鐲履㴱水牆猿戸蕗石雪隠之制
附之其三座席同牀式拭物牀置
合架香器堂庫羽帚通口腰張燈
器栓朶戸簾之制附之其四爐同
縁式灰五德土鍋灰杓子下取酌
子之制附之其五風炉式小板大
板透木前土器之制附之其六釜
同水具式釣釜自在鈎鐶弦蛭釣
鐶蓋柄酌釜置大口釜洗茶巾盥
釜居尼口之制附之其七炭式炭
事炭斗火筯之制附之其八茶盛

式蓋枣茶桶帛緒締瓦洗絹茶桶
箱茶碾具之制附之其九茶盆式
茶巾茶筅之制附之其十茶杓式
其十一水壺式同坐所其十二水
滴式其十三蓋置式同坐所其十
四花入同薄板丸板式花好悪入
花事花篭花生之制附之其十五
臺天目式臺品天目品茶筅置之
制附之其十六盆點式盆品天目
與盆点取合唐物名物之制附之
其十七及臺子式長板袋棚丸香

臺旅檐子茶辨當之制附之其十
八椀折敷式菓子椀重箱通折敷
菓子盆筯揚枝之制附之又追加
依客茶器之用捨道具与道具取
合之二件終於賓法記廿五條其
一茶德其二茶字之辨其三茶與
揭物之起其四喫茶咒文其五喫
茶五時其六入廬地其七笠履之
辨其八炉与風炉之分別其九澡
洗之辨其十刀揭扇子其十一入
座式其十二炭見物同過所望式

其十三飯膳其十四茶菓子其十
五牀道具見物其十六中立式其
十七腰懸式其十八後入座居晷
座之辨其十九苍見物同過入花
所望之式其廿喫茶式湯所望之
辨其廿一諸器望見之辨其廿二
晝喫茶式其廿三菓子茶式其廿
四夜喫茶式其廿五雪隱式也其
傳仔細錄之雖然同志等敢不肯
謂是初學之徒不安曉焉至于此
本其書更聞庵主周学之言遂編

五冊甚足便蒙仍名便蒙鈔周學
感激之訂正之自亦書寫以藏於
家矣周学子也咄齊千氏宗旦元
伯老人之高門弟菴曰四方齊曰
力圍氏曰山田號曰周學名曰徧
鳴呼茶道之任其人哉其人哉頃
投京師之剞劂氏令鋟諸梓周學
之私意在且說實理戒誤錯且猶
欲使蘊奥精微未盡于此書公於
世而已蓋好事之益助豈不亦大
乎

龍集庚午仲夏上浣四方菴主之
應需以後書

濃陽石學八魁子

東京都立中央図書館蔵書